

**「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」
に関する有識者懇談会（第3回）
議事録**

内閣官房 こども家庭庁設立準備室

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」

に関する有識者懇談会（第3回）

議 事 次 第

日時：令和4年10月13日(木)14:00～16:00

場所：中央合同庁舎第7号館西館12階共用第2会議室

1. 開会

2. 議事：

（1）就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）
のイメージについて

（2）その他

3. 閉会

【資料】

資料1 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）素案の
構成イメージ（案）

資料2 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）に関する
当事者・有識者からの意見（ポイント）（事務局ヒアリング）

○秋田座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を開催いたします。

今回、委員の方は全員対面で御出席ということで、ありがとうございます。1、2回同様、対面、オンラインのハイブリッドでの開催となっております。皆様、大変お忙しい中御参加、ありがとうございます。

初めに、本日、和田内閣府副大臣、自見内閣府大臣政務官が御出席されておりますので、お二人より一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

まず、和田副大臣、お願いいたします。

○和田副大臣 ありがとうございます。

御来会の皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました担当副大臣の和田義明でございます。

本日は、大変御多忙の中、お集まりをいただきまして、心から御礼申し上げます。誠にありがとうございます。本年8月の内閣改造で内閣府副大臣を拝命いたしました。本懇談会への参加は初めてでございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

こども家庭庁設立は来年4月でございますけれども、そのために、本懇談会のように待たなしで各委員のお力をお借りしながら準備を進めているところでございます。私も、こどもと子育てに関わる全ての方々をしっかりとお支えする決意で頑張っておりますので、御指導のほどよろしく申し上げます。

さて、本懇談会も3回目でございます。まだまだ議論を深める必要がございますが、議論をまとめていくためにも、一旦、年度末の指針素案の取りまとめに向けて素案の構成イメージを出ささせていただきました。皆様方と意識を合わせ、よりよいものにしていくために、本日も皆様方の闊達な御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○秋田座長 和田副大臣、ありがとうございます。

次に、自見政務官から御挨拶をいただきたいと思います。

自見政務官、お願いいたします。

○自見政務官 皆様、こんにちは。大変お世話になっております。このたび大臣政務官を拝命いたしました自見英子でございます。

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者の皆様にお目にかかれて、大変光栄に存じております。秋田先生をはじめとした大勢の先生方と一緒に、来年の4月から始まりますこども家庭庁の要となるべき大きな指針のキックオフでございますので、ぜひ有意義な会になるように私も力を尽くしてまいりたいと思います。

また、議員立法として成立をいたしました「こども基本法」が大きな議論の基になって

くると思ってございます。ぜひそれぞれ一人一人のこどもがすくすく、伸び伸び、たくましく育つための新しい省庁に魂を入れていただく役割が先生たちに課せられておりますので、建設的な御意見を私も一緒になって盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○秋田座長 自見政務官、どうもありがとうございます。

それでは、ここで副大臣は御公務のため退室をされます。

(和田副大臣退室)

○秋田座長 初めに、事務局から、本日の委員の御出席状況、本日の会議構成、及び資料の確認をお願いします。

○鍋島参事官 皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。担当参事官の鍋島です。

本日は、先ほど秋田座長からお話がありましたように、全ての委員の方々にこちらの会議室にお越しいただいています。前回、台風が心配される中、会議への参加がいろいろ難しい状況もあったかと思えます。本日も大変お忙しい中、こちらまでお越しいただきありがとうございます。

本日の資料ですが、お手元に議事次第、資料1として「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）素案の構成イメージ（案）」という3枚の資料です。後ほど、こちらを御議論いただければと思います。

資料2として、同じくこの指針に関します当事者・有識者の方々からの御意見を事務局で伺わせていただき、現在整っているものを御紹介したいと思います。

それから、委員の方々のお手元の資料ですが、9月20日の前回会議の指針のイメージ、たたき台という1枚。それから、後ほど出てくるのですが、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をお配りしていますので、御覧いただければと思います。

また、お手元にドッチファイルでこれまでの資料や参考資料をとじていますので、こちらにも必要に応じて御参照いただければと思います。以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

早速、議事に移ります。議事（1）を2時20分ぐらいまでに説明いただき、その後、質疑応答、審議を開始したいと思いますので、委員の皆様の御協力をお願いできればと思います。

それでは、議事（1）を事務局から御説明願います。

○鍋島参事官 それでは、続けて私からお話しします。

前回、お手元の参考資料1-1にあります「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」のイメージ（たたき台）ということで、第1回の7月の会議でいただいた御意見を中心に、キーワードを含め、どういう形で構成していったらいいのか、幅広い御意見をいただきました。本当にありがとうございました。

また、前回の後半は、映画『こどもかいぎ』の豪田トモ監督にお越しいただき、こどもたちの意見を聞くやり方等お話をいただきました。こちらは、監督が御協力いただいた園

に撮影に行っていていただいていますので、可能であれば、また次回以降、御紹介をしたいと思います。

第1回会議では、項目に従って順次進んでいくとお話をしたのですが、前回、様々な御意見もいただきました。この基本的な就学前の指針について、こども家庭庁全体で議論しています「こども大綱」も同じようなスケジュールで進めています。来年4月にこども家庭庁が発足し、そこで最終的に就学前の指針、こども大綱について御議論いただくのですが、来年4月からの議論では遅いということで、今年度、この就学前の指針についても、皆様にお集まりいただき少しずつ御議論いただきながら、年度末に素案のような形で取りまとめて、来年度、こども家庭庁発足後の議論に活かしていくのが大きな流れ、スケジュールになります。

1回目、2回目と、就学前のこどもたちについて、特に生まれる前のところも含めてどのようなところを重視していったらいいのかという御意見を少しずついただきました。今回は、就学前の基本的な指針について、どういうイメージのものをつくったらいいのかということ、これまで、大変恐縮だったのですが、私どもからあまりうまく説明できていなかったかと思えます。委員の皆様からも、こういうものでないか、こういうふうにしたらどうかという御意見もいただいていますので、今回、個別の内容ももちろん大事なのですが、全体的な素案はどのようなものをつくっていったらいいのかについて、秋田座長、大豆生田座長代理と御相談して、たたき台をつくってみました。大きな構成のイメージ、ゴールイメージといいたいでしょうか、この指針はどのようなものをつくっていったらいいのかについて、ぜひ様々な御意見をいただきながら前に進めていきたいと思っています。

前々回、前回も、この指針については、できるだけ分かりやすい、子育ての当事者の方々だけではなくて、全ての大人の方々にこの指針を共有して、子育ては非常に大事で、みんなで行き組んでいく、社会全体で行き組んでいく必要があるということを強く御意見としていただいています。大事な文章を丁寧に長く書くことももちろん大事なのですが、より多くの方々に分かっていただけるような、分かりやすさを重視したらどうかという御意見もたくさんいただきました。

そのようなことを踏まえて一旦つくってみたのが、こちらの素案の構成イメージ、資料1です。先生方に、ぎりぎりにお送りしてしまい、大変申し訳ありませんが、まず私から申し上げてみたいと思います。

これは、一見、構成イメージが随分まとまって見えることもあるかもしれませんが、今後、指針を御議論いただく際の全体像のイメージとして示したものですから、足りないところや、こういった観点が必要ではないか、そもそも土台としてこういうことが必要ではないかと、様々な御意見があるかと思えます。

まず、「就学前指針（仮称）の位置づけ」ですが、冒頭に自見政務官からもお話しいただきました、こども基本法の基本理念、これは就学前のこどもの育ちにおいて実現するための土台として貫くものとして、こどもの育ちに関わる全ての方で共有できるようなもの

をつくっていきたいと思っています。

そして、この指針については、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれの各施設に関する現行の幼稚園教育要領、保育所の指針、認定こども園の指針も踏まえて、いろいろと御意見もいただいておりますが、目指すべきことが多々含まれておりますので、そういったものをしっかり踏まえて、就学前のこどもの育ちに係る施策全体に関する、横串を刺すような大綱として整理できたらどうかということも書いてみました。

また、関わる全ての方々が悩んだり困ったりすることがあれば、この指針に立ち返って、こどもの置かれた現場、環境に関わらず、全てのこどもたちの育ちを保障していくこともねらいとして考えられないか、これだけでないかもしれないのですが、まず位置づけということで、これまで御意見をいただいている中で考えられるものを書いてみました。

それから、「すべての人で共有したい理念」ですが、こども家庭庁の理念でもありますように、こどもたちは権利が保障されること、年齢や発達の程度に応じ、その意思（意見）が尊重され、最善の利益を優先して考慮されることが必要で、大人の側からの目線でまとめていくものもちろんありますが、こどもたちの目線もぜひ大事にしていきたいということも考えてみました。

それから、生まれる前から就学するまでということですが、こどもたちが心身の状況に関わらず健やかに成長していったほしいという大きなねらいがあるかと思うのですが、そういったことや、こども期だけではなくて、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための非常に重要な時期がこどもの時期だと思えます。そのため、全てのこどもたちについて、生まれる前から就学するまで、前回、前々回も何度も御意見をいただいておりますが、切れ目がないように、ちゃんと続いていくことは非常に大事だということを御意見いただいておりますので、そういった理念が書ければということです。

これまでの2回の御議論を踏まえて、大きなキーワードとして考えられること、イメージのようなものですが、5つ書かせていただきました。これも、こういう表現でいいかということもあるかと思いますが、大きなイメージとして捉えていただければと思います。

まず1つ目が、安心・安全の確保が第一に優先されているということで、貧困で苦しんでいるお子さんや虐待で苦しんでいるお子さんに助けがちゃんと来るのだということがアピールできるようなものにできないか。また、医療の方々も含むあらゆる分野の方々の連携によって、こどもたちの健康、衣食住が守られていく。全ての人が、まず、こどもの命を守ることを第一義的に考えていくことが重要だと思えます。

2つ目として、こどもの意思が聴かれ、その主体性が大事にされる。これは年齢に応じて様々な状況はあるかと思うのですが、大きく言いますと、「意思」「主体性」というキーワードをこれまでに伺っています。

他者がこどもたちの意思を受け止める環境があって、こどもの対話、意見交換をするような場があり、なかなか声に出しにくかったり、発言しにくかったり、ちょっと遠慮する、ないしはしゃべれないという状況もいろいろあるかと思うのですが、そういったこどもた

ちの意思も大人がちゃんと汲み取るような支援が考えられると思います。

それから、子どもたちの自己肯定感、前回会議でも、豪田監督からもいろいろ議論したり、会話をすることによって自己肯定感が育まれるというお話もありました。皆様の園での取組や様々な日頃の活動の中でも大事にされていると思うのですが、こういったことが考えられます。

3つ目として、どこにいても教育・保育の質が保障される、質が非常に大事だという御意見も多々いただいています。こちらは、0、1、2歳、早い段階から初めの一步を踏んでいけるように、ブックスタートの取組なども御意見をいただいています。

また、様々な御事情で現在は園に通っていないお子さんもいますし、そういった御家庭もしっかり切れ目のない支援が考えられるのではないかと思います。

また、乳幼児期、愛着形成ということは非常に大事だと思います。こういったことから、就学というところまで、それぞれの施設を問わず育ちが切れ目なく保障されていくことが考えられます。

4つ目ですが、特性や背景について、多様性として尊重されていることも非常に大事なことだと思います。障害をお持ちのお子さんも、地域の中で一緒になって育っていけるようなインクルーシブな環境も大事だと思いますし、外国のルーツを持つお子さんだったり、様々なお子さんがいるかと思っています。そういった方々もアクセスできるような取組だったり、また、これまでも御意見をいただいています、いろいろな多様性があるかと思うのですが、多様性を尊重する環境が大事ではないかという御意見も多数いただいています。

5つ目として、家庭も、保育者の方々、地域の方、自治体や国、子どもたちの育ちに関わる全ての方々がこの指針を共有できて、育ちを保障していくことができないかということです。

就学前の育ちの保障に必要な理念は、全員が共有できる分かりやすいものであることが重要です。前にも御意見をいただきました、密室育児と書きましたが、お母さんとお子さんとか、お父さんとお子さんとか、どのように育っていけばいいのか分かりにくい状況になっている、困っている、悩んでいる保護者の方がなくなっていく取組が大事です。親になる前から、これは学齢期とか、中学生、高校生、大学生、様々な早い段階からというお話もいただいていますので、こういったところから切れ目のない伴走支援が必要ですし、親にも自己肯定感が生まれるというお話もいただきました。

また、生まれ育った場所ですが、都会でも、地方や過疎地で生まれても、育ちに必要な環境がある、寄り添ってくださる人材、専門の方々もそうでしょうし、育つ園や、地域の中の子育てに関する様々な施設や取組なども考えられると思います。

こういった育ちの理念を実現するために、全ての方で具体的に共有したいこととして、Iとして、生まれる前から就学するまでを通じて、今の①～⑤の5つの理念と仮に置いてみたところ、この理念を実現するために全ての人で共有したい考え方、科学的知見ということで、先日、明和先生からもお話もいただきました。また、こどもの育ちに関わる全て

の人の指針として共有したい具体的事項、そして、こどもの育ちの保障に向けて充実させていくべき取組ということで、3つにパートを分けてみることも考えられると思います。

2枚目ですが、1番目の5つの理念を実現するために全ての人で共有したい考え方として、これもまだ委員の皆様にご議論いただくためのたたき台ですが、ぜひ様々な御意見をいただければと思います。まず、縦軸に親が親になる前から。先ほどの中高生、大学生の頃からしっかりと意識してもらうことが大事という御意見をいただいています。生まれる前の妊娠期からの支援も大事というお話もいただきました。ちょっと色が薄くなっていますが、出生、こどもが生まれてから小学校に続いていくまでの接続も重要です。就学前のあたりまで、何歳という形で分ける考え方もあるかと思いますが、まず大きく捉えてみたいと思いました。

右側に書いたのは、前回の会議でも案としてお示ししました、それぞれの園での教育要領等々や、未就園の方も含めた地域社会の取組を、横に書いていたものを縦にしています。ここもぜひ御意見をいただければと思うのですが、どのような考え方で、どの時期でこの考え方を整理していくのがいいのかや、この指針は幼児期の終わりまでに育ってほしい姿ということで、皆様のお手元にも、幼稚園教育要領、その解説や、保育所保育指針、認定こども園の解説をそれぞれ抜粋したものを参考資料でお配りしています。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿はこれまでも共通事項としてお示ししていますが、この指針について、各時期のあるべき発達とか子育てを直接的に示すものではありませんが、何をどのように指針として示していったり、家庭や施設、地域社会との共有を図るのが適当なのか、御意見をいただければなどということで、これはかなり大きな枠として今日は最初の段階として一旦お示ししました。

上のほうで、赤い字ですが、A、B、Cと、それぞれの中でさらに整理してみるという考え方もあろうかと思いますが、次の3ページにつながるような、Ⅱ、Ⅲの事項の出発点となるような考え方を整理できるといいのかと思っています。

3ページは、本懇談会の成果物というか、来年3月末のイメージですが、今のような5つがいいかどうかはあるのですが、基本的な理念、就学するまで切れ目なく実現するために、2枚目のⅠ、この下にあるⅡ、Ⅲを目指していくことが考えられるのではないかと。

Ⅱでは、共有したい具体的事項の案として、前回の会議でもお示したようなものですが、子育て支援の充実、企業さんの御協力、はじめの一步、未就園の方のアウトリーチ支援、居場所づくり等々であったり、様々な困難を抱えるお子さん、障害のお子さんへの対応、こういったことをこのパートでは主体別に考えてみることも考えられます。国や自治体の、行政で考えてみたらいいこと、それから、それぞれのこどもたちを一番お支えいただいている施設で求められること、何よりも保護者の方々に共有したいこと、そして、地域社会で求められること、全てのこどもの育ちに関わる人が主体別で分類してみることが考えられるということで、頭出しをしています。3番目として、今後充実させていく取組として、これまでいただいている意見を同じように書きましたが、地域社会全体でのこ

どもの育ち・子育てへの転換とか、都市部、地方部であったり、乳幼児健診の拡充とか、いろいろなことが今後考えられると思います。まずは書いたという程度ですが、1枚目、2枚目、3枚目のⅡまでを、それほど文章を多くするというよりは、皆様に見ていただいて理解いただけるような、分かりやすいものに、できるだけコンパクトなものにしてみましたらどうかと思っていますので、そういったゴールのようなイメージを今日は先生方と御議論させていただければと思います。

長くなって恐縮ですが、資料2として、これは事務局が当事者、有識者の方々から伺ったことをまとめました。8月、9月にかけて、こちらに書いている方々から個別に御意見をいただき、それぞれの御意見をまとめました。さらに追加で御意見を伺うことも考えていますが、現状でまとめたものとして、詳しくは後ほど御覧いただければと思います。先ほどの5つの理念に合わせるような形で整理しました。

安心・安全の確保、こども主体でその参画・意思を尊重する、乳幼児教育・保育の質の保障、多様性の尊重、そして、全ての方で共有できるような考え方、それ以外にも、例えば諸外国の取組、また、困っている保護者の方へのガイドラインのようなものがあつたらいいのではないかと、御意見をいただいていますので、今日は時間の関係でごく簡単にだけ申し上げますが、こちらも御覧いただきながら、素案の構成イメージを今日は集中的に御議論いただければと思います。以上です。

○秋田座長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、議事(1)につきまして、これから質疑応答、審議の時間を15時50分頃まで取りたいと思います。御質問、御意見のある方は、毎回ですけれども、名札を立てていただいて、縦に置いていただけますでしょうか。

なお、本日、別の会合等のお仕事の関係で明和委員が途中退席をされるということですので、まずは明和委員のほうに御発言をいただきまして、その後、順に名札を立ててくださった委員をお願いをしたいと存じます。

明和委員、お願いいたします。

○明和委員 明和でございます。よろしくをお願いいたします。

鍋島参事官のお話を聞かせていただきまして非常に腑に落ちたのは、前回第2回のように私が申し上げたように、理念と指針は違う、意識的に区別すべきであるという点、ここを今回はすくい取っていただいたという印象を受けました。

理念があって、その理念に向かってどのように指針を立てれば、今までできなかったことができた、理念の達成につながるのか、この流れを順を追って進めていくという構成を提供いただいたと理解しております。私が最も議論が必要かなと思ったのは、「全ての人で共有したい理念」の①です。ここでは、こどもを守るという表現が中心となっていますが、ヒアリング資料を拝見すると、ほぼ全ての現場のプロの方が、こどもを守るのだったら親も守らなければいけない、家族を守らなければいけない、ということをお話しておられるわけです。安心・安全の確保というものは、こどもだけではなく親の安心・安全の確保

ありきである、という点を、もう少しはっきりと伝えていただくほうがいいと感じました。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、高祖委員、お願いいたします。

○高祖委員 高祖です。ありがとうございます。

どういうふうにとめるのかなと思っていましたので、今日お示しいただいて、すごく分かりやすくなってきたかなと思います。

資料1の1ページ目が一番ベースというか、考え方になると思っております。そこで、3点だけ簡単にお伝えさせていただきます。

上から2つ目、全ての人で共有したい理念の1行目、「こどもはその権利が保障され」というところですが、こどもは権利を持つ主体であり、その権利が保障されという、権利の主体であるというところをぜひここにばしっと書いておいていただきたいと思いました。

そして、④の1つ目のポツですけれども、「障害のあるこどもにも地域の中で」と書いてありますが、「地域」というところに全て含まれるのかなとも思いつつ、障害のあるこどもにも居場所、学びの場、地域の中でインクルーシブな環境があり、差別されない。差別されないというところまで書くかというか、当たり前だという感じもしますけれども、保育園や小学校の場、インクルーシブ教育ということで国連から勧告もありましたので、そこら辺のベースになる考え方で少し踏み込んだ表現もいいのかと思いました。

3つ目は⑤のところですが、ここの表題というか、大きく書いてあるところの赤字です。「すべての人がこの指針を共有し」というところは本当に大賛成で、この「すべての人」というのが大人だけではなくこどもたち自身もということまで入っているのかなとも思いつつ、こどもたち自身も、自分たちが権利を持っている、暴力を受けない、差別されないというところをきちんと認識できるということが大事かなと思いました。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 大東市教育委員会教育長の水野です。

私からは2点です。

まず1点目は、読ませていただいて、簡単な日本語ですが、恐らく共通言語化がされていないかもしれない、または、同じ言葉からも見えている景色が違うのではないかと感じる場所もあります。

例えば、切れ目。切れ目のない子育て支援とよく言いますが、切れ目とは何なのでしょう。ということところは、果たしてここにいる全員がフリップで答えを書いたら合うのかということ、恐らく合わないと思うのです。この切れ目は、医療と福祉、福祉と教育の切れ目のようなものなのか、年齢的な子育てステージにおける切れ目のことなのか、ここは整理が必要なかなと感じました。

2点目が、今回は就学前のこどもの育ちに係る指針ですので、当然そこが中心なのです

が、たしか前回、秋田座長も最後のほうで、「これは別に就学前にこだわらずだよね」とおっしゃったのを私はそうだなと思いながら聞かせていただいたのです。

就学後の景色からこの指針を見たときに、例えば就学後であれば教育基本法の理念がよく教育行政では出てくるのですが、家庭教育の分野でいいますと、教育基本法第10条、「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」というものがございます。となると、学校教育の問題もそうですが、社会的自立という自立のところを推すのですね。今回、就学前の指針において、そのこの出口とまでは言いませんが、就学後のビジョンとの連続性を意識しておかないと、せっかくなつく指針自体が切れ目を生んでしまうという悲しい状況にもなるのではないかなと感じております。

そして、先ほど明和委員もおっしゃっていただきましたけれども、指針というものは理念を掲げるだけでは、世界、社会が変わらない中で、何か変わる、もう少し行動変容につながりやすいものが指針だと私も思うのですね。この指針を見た各市町村、私のような教育行政の人間が何かを変えていくというところを逆算したときに、私としてはもう少し保護者自身に対して、「子育てはできなくて当然だし、もっと頼ったらいよ」という価値観を普及させるものにつながる指針であってほしいなと思うのです。

私自身が民間の支援者のときに、よく保護者に、できて当たり前と思っている時点でむちゃだなと言っていたのです。誰だってできなくて当然のところからスタートする。できて当然と思うから、人にも頼れないし、苦しんだり、密室育児につながっていくこともあるだろう。であるならば、この指針がそこを少し和らげるものになっていただけたらいいなというのが一つ。

次に教育行政視点でいいますと、保護者のほうからそこまで頼られても困るなという相談が結構学校に来ます。そこに関しては、教育の第一義的責任を有するのは保護者であって、例えば「スマホを夜中までいじっていて朝起きられない、先生、助けて、何とかして」というのは、逆にう〜んとなったりもする。ここのはざまのところをこの指針がどのように埋めていけるのかというところを、引き続き議論を深めていくとは思いますが、問題提起をさせていただきました。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、大豆生田座長代理、お願いいたします。

○大豆生田座長代理 私があまり出しゃばって話さないほうがいいのかもしれませんが、すみません。

前回も短い中で言ったことが、さっき明和委員がおっしゃってくださったことと、今、水野委員がおっしゃってくださったこととつながってくるのですけれども、今回、こどもの育ちに関わる全ての人のためのものというときに、こどもの育ち、最善の利益を保障するためには、そこに関わる人たちが社会から応援され、支援されることが大きな前提にな

るのではないか。というのは、こどもを真ん中に置きたいと思っけていても、そうできない状況が大きくて、孤立化の問題もそうだし、社会からのまなざしもそうだし、ここのところはこの根幹の中でしっかりと書かれることが必要かなと思っけています。

これは、奥山委員がひろば全協でもありますけれども、その地域子育て支援拠点のガイドラインの中でも、まず基本的な考え方で、個々のこどもの個性や可能性が認められ、尊重されることという大前提に続けて、だから、親が支えを得て子育てに取り組むことで、こどもに向き合うゆとりや自信がつく、これはいろいろな研究でも言われていることでもあります。大人が機嫌よく関われることがしっかりと位置づけられる中で、これがちゃんとこどもが真ん中ということ、みんなに読んでもらえる指針になっていくということがすごく重要だということ、を改めて思っけていました。

それから、さっき高祖委員がおっしゃったことも、私も同じことを言っけて思っけていて、そこで言うのは、今、大人と言っけていただけども、必ずしも大人だけではなくて、こどもがこどもを育てるようなこども同士の社会をつくっていくということも、どこかにしっかりと明記されることで分かりやすくなると思っけていました。

先生方がおっしゃったことと重ねてになりましたけれども、以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きます、奥山委員、お願いいたします。

○奥山委員 ありがとうございます。

大豆生田先生、フォローありがとうございます。

私のほうも、全体の流れとしてこのように整理されたことについて大変感謝申し上げます。

その中で、文言一つ一つを丁寧に考えっけてくださったのだなと思っけてながら、幾つか文言について確認したいところがありました。

最初の理念のところですが、2行目の「その年齢及び発達の程度に依り」の「程度」のところなど、これは2ページ目のところには発達の過程ということで、プロセス、過程の話なのか、発達の程度というのはどういうことなのか。程度という判断が伴うようにも思っけてし、状況なのかなとか、いろいろ思っけて部分がございました。

それから、③の教育・保育の質のところですが、ここも「施設を問はず」というのが3つ目にありましたが、施設以外にも事業も含めてあるかなと思っけて、この辺の表現のところは気になりました。

あと、高祖さんがおっしゃった、私も④の地域というところが気になって、本当に幅広い地域も大事なのですが、それこそ施設、事業の中でのインクルーシブも必要だと思っけていたので、ここをどういうふうに表現するかということも少し気になりました。

最後に、⑤のところはまさに私も大変気になっているところですが、全ての人共々してけるために、水野委員からもありまるとおり、社会というか全体が理解できる分かりやすいキャッチフレーズ的なものがあって、皆さんがそれを唱えてくれるぐらい

のものがあれば良いと思いました。例えば、私たちがカナダの子育て支援に関していろいろ学んだときに、完璧な子育てなどないのだよ、ノーバディーズ・パーフェクト、その言葉一つに私は非常に救われたという思いがありました。だからこそ、誰かに頼っていいのだよと思えました。そういうような日本においての子育て、子育てについて、分かりやすいキャッチフレーズが示されることが皆さんの理解につながってくるのではないかと考えております。

最後に、「都会で生まれても地方や過疎地で」というのも、表現しにくい難しいところだったと思うのですが、「日本国中どこに生まれても」という表現がいいのか、この辺りも少し工夫していただければいいかなと思いました。

そして、全ての人が共有してくれるところには信頼できる情報が非常に大事ではないかと思ひまして、いろいろな方にお話をお聞きしましたという資料の最後のページに、「子育てについて信頼できる情報がなく困っている母親も多い、国としての子育てのガイドラインを作成してくれると子育てが楽になり、質も上がる」というコメントがありました。これはエビデンスにもつながることですけれども、ホームページ等で信頼できる発信として、指針のところにこそそういったものが資料としてついていることがそれぞれ皆さんの安心につながるのではないかと感じました。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山です。

イメージができるような案をつくっていただきましてありがとうございました。このイメージについて意見を3つほど述べたいと思います。

まず、共有したい理念のところ、「生まれる前から就学するまでの切れ目なく」というところですが、これを切れ目なくみんなで共有するためには同じ視点が必要だと思います。そのためには、前回の委員会でも言いましたが、バイオ・サイコ・ソーシャルの視点でみんなが見ていくことが必要ではないかと思ひます。現在、産後ケアにしても、乳幼児健診にしても、バイオ・サイコ・ソーシャルでつないでいくことが大事だと実感しております。

前回のこども会議でも言いましたが、声にならないこどもの意思を大人が汲み取るときも、バイオ・サイコ・ソーシャルの視点で汲み取っていくと、こどもの成長、心の問題、家庭の問題や社会の問題が把握できるのではないかと思ひます。そこで、「バイオ・サイコ・ソーシャル」をぜひ切れ目なくつないでいくキーワードにしていただきたいと思います。

③のところですが、「どこに居ても教育・保障の質が保障されている」、これは幼児教育や保育園の保育のことが重要視されているのではないかと思ひます。これは質の担保をするためには今後も必要だと思ひます。「0、1、2歳の段階からはじめの一步」で

はなく、できれば「0歳から」と言っていたほうが受け入れやすいかなと思いました。

それから、「愛着形成から就学まで」という文言がちょっと気になってしまいますので、愛着形成がとても大事だということをほかのところで強調していただけるような形にさせていただけるといいかと思います。

④の「特性や背景は、多様性として尊重されている」ということは、障害児や外国籍の特別な子どもたちが尊重されているということであると思いますが、現実には他の子どもたちが多様性を受け入れるような環境にないと思っているので、全ての子どもたちが多様性を受け入れられるようにしていただければ、特別な背景を持つ子どもたちが特別視されなくて済む共生社会を目指していけるのではないかと思います。

最後です。今、委員の方が言われましたけれども、⑤の「都会で生まれても地方や過疎地で生まれても」ですが、「健やか親子 21（第2次）」では日本全国どこで生まれても同じサービスが受けられるということが言われていたと思いますので、御検討いただきたいと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

私もここに挙げていただいている5つのキーワードに関しては、幼稚園にいる者としても全て腑に落ちることだなと思って伺っておりました。

最初から皆さんもおっしゃっている、高祖委員からも出ていた④のところに関しては、やはり施設という要素も大変大きいだろうということ。それから、これも皆さんがおっしゃったように、④に関わって、子ども自身が他者を尊重できるということはきちっと位置づけるべきだと思いました。

私は施設側において、世の中がどんどん変わっていく、だから求められるものが変わっていく上で、施設にも機能というものがどんどん加わっていく必要があるだろうし、役割というものが柔らかく変化していく必要があると思います。

もう一つ、ここに書いてあることが、大きく書いてあるので、施設や子どもに関わる人たちの支援する側、支える側の人たちがアップデートしていかなくてはいけなくて、私はずっとここでは研修の話をしてはいますがけれども、保育教諭や幼稚園教諭は研修は義務のようなものであって勉強していかなければいけないものですし、子どもを支える側のアップデートをちゃんと位置づけていくことによって、子どもをより幸せにしていくのだ。という位置づけがなされるとありがたいと思いました。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、稲葉委員、お願いいたします。

○稲葉委員 こんにちは。稲葉佳恵です。今回はオンラインで参加させていただきました。

皆さん、お久しぶりです。

皆さんがおっしゃっていることと重なってしまうのですけれども、④の多様性で、私は障害児の母としてこの場にいさせていただいているのですけれども、前回の会議で委員の方がおっしゃっていたのは、インクルーシブがなかなか進まないのは、私はインクルーシブはどんどん進んでいってほしいなと思っている者ですけれども、親が不安だから進まないとおっしゃっていました。

④の障害のあるこどもにも地域の中、施設の中、いろいろな場所でインクルーシブな環境があるというのは、先ほど皆さんがおっしゃったように、こどもが真ん中になるために、親の不安を払拭するための場が必要だろうなと思っているのですね。親御さんの不安が消えれば、こどもと一緒にいろいろな場に出て行って、そうすると、地域の中で、こういう特性を持ったこどもがいるのだなということが、こどもも、またそのお子さんの親も分かることができれば、人って知れば障害が見えなくなると思うので、親の不安が消えることでどんどん進んでいけるのではないかなと思いますので、こどもも大事にすべきですが、障害を持っているお母さん、お父さんが出ていける場を設けるには、これから議論が進むと思うのですけれども、その一つとして、有識者からの御意見で、様々な年代の人と出会い、多様な生き方、価値観、家庭の文化、習慣を知る経験、この設ける場、機会をこれから国や自治体、施設、地域社会でつくっていったらいいなど。そこを強調していきたいと思いました。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 坂崎です。よろしくをお願いいたします。

まず、仮称の位置づけのところですが、9月20日の資料1を見て、昨日この資料1を見たわけですが、就学前のこども指針があって、理念があって、このような①～⑤があるのだけれども、これらが位置づけとしては全ての大人の指針や要領・指針としての大綱があるということになっていくので、位置づけとして書かれていくときには、ここにどう書いていくのだろうかなど最初にまず率直に思いました。

イメージで例えば⑤のところに「すべての人がこの指針を共有し」と出てくると、そっちのほうに後で書かれている順番のこととか、要領・指針の大綱というのはどこに書かれているのだろうかなど思いながら見ていました。

まず、順番の話ですが、①～⑤の関連性はどういうふうに読むのかというのは鍋島さんか秋田先生に教えてほしいのですけれども、例えば安心・安全の確保がされていて、②につながって行って、③、④と考えるのか。逆の話をすると、①があった後に次に④があって、その次に③があってから②に行くような書き方をしてもおかしくはないだろうし、この順番がもしこういうふうな形で書かれるとすれば、この関連性はどういうふう読み解くのだろうと考えています。

あと、秋山先生の考え方と少し違って、私は多様性として尊重されるということは自分の中で一番重要なのですけれども、その前にまず多様性というものを認める社会をつくってほしいということが書かれないと困るなど思うことでは一緒ですが、教育・保育の質の保障でいうと、「都会で生まれても地方や過疎地で生まれても」みたいな文章を書いてくださったほうが望ましいのではないかと思います。

確かに、今、日本中で書かれていることは、日本全国同一レベルで書かれている文章のほうが多いのですけれども、逆にこういうふうに書いてくださっている意味があるのだろうなど私は思っているのです。

ですから、過疎地で保育をするということが、保育を残すということだけではなくて、過疎地に乳幼児期の教育・保育の質保障をしているのだということに残していくのだということが望ましいので、そういう意味ここに入っていくことが望ましいのではないかと思います。

この順番性みたいなことは、どういうものであるのか。もしかすると、明和先生が話しているように、理念がありますので、その後何かしらそれぞれの関係性みたいなものが書かれることが望ましいなと思います。

これで最後ですけれども、そうやって考えていくと、これはこどもにとって書かれることなのだけれども、全ての大人が、読んでいただきたいものだということが一番大きな皆さんにアピールすることなのではないか。そこが一番足りない。関係者だけが読むのではなくて、全ての日本の国民の人たちが読んでもらう仕組みにしていくのだということを中心に話をしていくことの中身ではないかなと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

鍋島参事官から何かありましたら、お願いいたします。

○鍋島参事官 様々な御意見をいただきありがとうございます。

今、坂崎先生からお話をいただいた資料1の理念の①～⑤につきましては、現段階では順番がこうと思っているわけではありません。7月や9月の前々回、前回会議でいただいた御意見を大きく分けてみた時に、バスの痛ましい事故もありましたし、こどもたちの虐待とか、命ということが大事なものですから、まずは「安心・安全」と書かせていただきました。

ほかにも、こども家庭庁全体としての理念や、先生方の御意見の中から、「意思」「主体性」「質の保障」「多様性」、それから「全ての方々の共有」ということをキーワードとして考えまして、必ずこの①、②、③、④、⑤という順番ということではなかったのですが、⑤は全体を貫くようなこととして書かせていただいたのと、多様性ということは非常に大事にしたいという思いがあり、今はこういう位置づけにさせていただきました。ここは先生方の御意見の中で、書きぶり、順番なども含めて、今後よく整理していきたいと思っており、そもそも本日は、今おっしゃっていただいたように、今後ご議論いただいて

いく素案の位置づけや理念をさらに御意見いただければ大変ありがたいと思っています。

○秋田座長 ありがとうございます。

今御指摘の5つの理念の配列、順番につきましても、また皆様の御意見などを生かして
と思っております。

続きまして、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

今回、これを見て、内容としてまず押さえるべきところは押さえたものが表現として表
記していただけたかなと思っております。

その中で、最初の位置づけのところで、「こどもの育ちに関わるすべての人」という表
現がなされているわけですが、この限定をしていることによって、それ以外の人
が、関心がないもの、関係がないものと捉えてしまうという傾向が出てきてしま
うのではないかなと思いました。

どのようにして、つながりを持っていないと思った人たちにまで波及させていくのか
というところを考えていくことが必要だということと、今ここで限定して形容詞とい
うことで「こどもの育ちに関わる」と括っているわけですが、関わる全ての人たち、
その役割が、今限定している形容詞で表現されている人たちの役割が非常に重要
なものであるということ。その人たちの役割によって、そうでない人たちに波及
させていく効果があるということをしかりと明示していくことが重要ではないか
と思いました。

親側の立場をどうすくい上げていけるのかということですが、困難な状況にあ
ればあるほど情報もストレートに届かないおそれがあると思えます。最初の①の
ところでも表現されていますが、貧困家庭、独り親など、そういった困難な状況
であればあるほど、例えば行政との関わりという点で言えば、関わりを遠ざけ
ようとする傾向にもあります。また、そういった人たちを様々な機関、施設が
どうすくい取ってあげられるのかというところをしかりと表現してあげられ
るといいのかなと思いました。

具体的にどのように書いていくかというところでは、⑤のところですが、親
と言ったときに当然父親も母親もあるわけなので、それを定義すべきかどう
か。自分としてもまだそこに対して結論を持っているわけではないのですが、
父親の関わり方が少ないとか、それによって例えば密室育児の点もそう
ですが、そういった状況に陥っている親がいるというのも事実だと思
います。ただ、それは多くの場合は母親というケースのほうが多いと思
います。それを定義していくべきかどうかというところを検討して
いく必要があるのではないのでしょうか。

あと、仮に「親」と表現した場合に、父親側がそれは自分のことであると
ストレートに受け入れてもらえるようにしていくことが必要ではないか
と思えます。そういう表現をどうしていくのかということも、僕自身、
書く仕事もしながらぱっと言えないのが現時点ですが、ジェンダー
の問題があったり、ファミリーパートナーシップの問題があったり
して、それを乗り越えていかなければいけないというところはあるに
せよ、ま

た、「親」と言ったときに素直に自分のことだと思っただけのようなものとして表現していくことが必要ではないかと思いました。

最後に1点だけ、2ページ目の図のところですけども、前回なかった地域子ども・子育て事業とか児童館というところが右の図のところに入ったというのは非常に大事な点かなと思いました。

ただ、地域子ども・子育て事業の中に、これも前回ちらっと言いましたけれども、放課後児童クラブというところも入ってきたり、児童館もそういった利用の仕方をされたり、就学後も利用したりというところはあるので、この図で見ると就学前のところでは切れてしまうようなイメージもあるのですけれども、それをもうちょっとうまく図として表現していただけるといいかなと思いました。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

これから後、まだ御発言のない3人の委員にお話しいただきます。主に今まで1ページ目の話のほうが多く出されていまして。ですので、1度御発言の委員でも2ページ、3ページなど2度目の発言をとという方がおられれば、また名札を立てていただけたらよろしいかと思えます。

それでは、お待たせいたしました。堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。

逆に1ページ目からでないといけないのかなと思ってしまっていたのですけれども、一旦1ページ目全体のところからお話しさせていただければと思います。

改めて、様々なことがかなり網羅されたすばらしい内容だなと思ひまして、本当にありがたいなと感じております。

その中で感じている部分としましては、施策を行う上ではすごく明確かなと思うのですが、もう少しビジョナリーなところも理念のところにも書かれてもいいのかなと思いました。先ほどから、全ての人がこの指針を共有するということが前提ですよというお話があったかと思うのですけれども、親になる前の人が妊娠とか出産を決めていく段階のときに、子育てをすることが楽しそう、安心、この国で生んでみたいと思える若者が増えていかないといけないと思うのですね。

大学生向けのプログラムを12年やっていて、いまだに大学生の8割以上が子育てにマイナスのイメージを持っています。しんどそう、大変そう、お金がかかるというところから、いかに安心とか楽しいという気持ちにさせていくのかということが大事かなと思っています。

先ほどから出ている「ノーバディーズ・パーフェクト」という言葉があるかと思うのですけれども、私自身も学生時代から200人以上のこどものお世話をしていく中で、子育てって絶対にうまくいかないのだということだけが分かったことによって、今すごく、こどもを育てていく中でも、いろいろな人にヘルプシーキング、お願いしたり、頼ったりするこ

とができているので、頼っていいよ、楽しいよということをも初の理念のもう少し上に掲げていただくと、これからの人たちにメッセージとして伝えていく上で重要なこととおもっています。

具体的ところで二、三点あるのですけれども、③のところでは、先ほども先生方から、すごく分かりやすい言葉だけれども、解釈が幾つかになってしまうかもしれないというお話があったかと思うのですが、③の保育の質の保障、ここもすごく難しい話だと思うのですけれども、ここは結局どういうことかなと思ったときに、こどもに合った教育・保育が存在して、話し合いながら選択できる状態があるということが実は保育の保障だと思うのです。皆さんに同じものを作ってすごくいいものというよりも、それぞれ多様なこどもたちが自分たちのこどもにはこういうものがあって、それがここにあるから、そこに行けばいいのだというのが分かるという状況、それを通してこどもたちが自分たちの可能性を感じられる、そういった状態がすごく大切なのだろうとおもいます。そういった意味でも、この部分にエビデンスの話や幼保小の連携の話も入れていただくとか、（支援が）どこにあるのかというところが分かるというところがすごく大切なこととおもいました。

あと、⑤の「すべての人」というところが、先ほど吉田委員もおっしゃっていましたが、この「すべての人」の意味は恐らく国民全員という意味合いで書いてくださったのではないかとおもっています。誰しもがこども時代を経験しているとおもいますし、高齢者であっても、地域の方や、逆に年金という形でこれからの人たちに支えてもらうという意味では、全員がこどもの育ちに関わっているはずだとおもいます。そういった意味で、これは国民全員なのだよみたいなことを、伝えていく。この⑤がすごく大事な気がしていて、⑤だったり、最初の位置づけのところが例えばポンチ絵みたいな感じで、誰がどう関わっているのかというところが、難しい話なのでイメージとしてでもいいとおもいますけれども、みんななのだよというところをやっていただくというところも大切なこととおもったところが1点。

もう一つ⑤のところでは、親になる前から教育と書いていただいて、ありがたかったとおもっています。その際に親の自己肯定感の確保もそうなのではけれども、子育てのポジティブさを伝えるとか、ヘルプシーキングができるような、助けを求められるようになるためにやるのだということをおもっています。

若年での妊娠・出産はまだまだ多くありますので、それが病院にも行っていないということもあるというときに、学校現場で伝えていかないとアウトリーチにならないということもありますので、そういった意味合いで、そういったポジティブさと、ヘルプシーキングというところも入れていただけるといいとおもいます。

もう一つは、私たちが今子育て当事者としてというか、コロナ禍で妊娠・出産をして感じるところが、「地域」ってすごく漠然とする部分もある気がしていて、地域の方が関わるとなったときに、コロナ禍の今の状況で正直難しい部分もあるとおもっています。（育児のヘルプシーキングを推進している）私でさえもほかの方をお願いするというのがなかなか

かできない状況だなど思っています。必ず通る場所で必ず支援が受けられるとか連携ができるという状況をつくっていくことも大切かなと思うので、「地域」とまとめるのではなく、しっかりとスポットとして押さえていくみたいなどころも補足としてお伝えできたらなど思っております。

以上になります。

○秋田座長 ありがとうございます。

安達委員、お願いいたします。

○安達委員 今回初めて会場で参加させていただきます。よろしくをお願いいたします。

たくさんの議論を丁寧におまとめいただきまして、本当にありがとうございます。

私のほうからは3点ほどです。まず③の3つ目のポツの「愛着形成から就学まで」、文言のことでありますが、愛着形成というのは就学の時期のことを言っているのか、愛着形成というそのことを言っているのかがこの文言だと分かりにくいなという印象を受けました。

2つ目ですけれども、先ほど来議論にあります「すべての人が」というところだと思うのですけれども、ここに関しては、こどもの育ちに関わる人だけというよりは、少子化と言われてもう30年がたって、こどもに全く関心のない人たちにも、せっかくここでこどもを真ん中ということになっているので、ぜひ理解していただきたいというか、逆に、国民全員がというか、関心がない人たちがより関心を持っていただければ、今まで問題になっているベビーカーの問題であるとか、そういったことも軽減されるのではないかと考えています。そのようなニュアンスが入るとありがたいと思います。

もう一つ、⑤の2ポツ目に「密室育児で苦しむ親がなくなるよう」という前書きがあるのですけれども、ほかのところを見ても特に理由が書かれておらず、このところだけ、何々がなくなるようということが入っていますので、密室育児で苦しむ親がなくなる、もちろんそうなのですから、全ての親御さんに伴走者がいるということが大切であるかなと思うので、この前段の部分の文章は特になくてもいいのかなと思いました。

以上となります。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 柿沼です。よろしくをお願いいたします。

この素案の構成イメージですけれども、小さい地域ですが、産前から学童期までの支援をやらせていただいている私たちからすると、すごく心強い、すばらしいものが出ています。というのも、今、自分たちが実践して抱えている問題や、また今後、何が足りていないかなというものが、この指針のイメージを読ませていただくと、こういうこともできるのかなとか、こんなことが担保できているかなみたいなものができてるので、実践する側からすると、こういったものがあって、地域に足りていないものや足りているものが分かりやすく書かれているのはすばらしいとっていて、事務局の皆様本当に感

謝したいと思います。ありがとうございます。

その上で、皆様から細かなところとか文言のところが出ていて、私のほうも同意したいと思います。その上で、3点ぐらい感じていることがありまして、そこだけお伝えさせていただきます。

まず1点目が、③の「教育・保育の質の保障」というところです。前回は僕はお話ししたのですが、教育・保育というところはどうしても私達でさえ、施設保育や施設の教育に引っ張られがちになるかなと思っていて、ここでの保育というのは本来どこにでもあるものを指しているのかなと思っているので、そういったところの言葉の整理は難しいのかもしれないですが、ここで言う教育・保育が施設なのか、それともどこにでもあるものなのかというのは少しあったほうがいいと思います。

その上で、2つ目のポツの「園に通っていない子どもとその家庭も、必ず支援からは切れない」というところです。もし、その保育というものが社会にあるものを前提とするのであれば支援なのかなとか、保育の場というものが保障されているみたいな言い方のほうがいいのかと思います。なぜか支援だと、子どもへの保障がなく、親を支援するようなイメージのみに引っ張られてしまうかなと思っています。

ほかのところの支援、②のところも同様です。また「声にならない子どもの意思」というのは、我々保育の現場、子どもの現場をやっている者からすると、こういったものが入って、子どもの意思だけではなくて、声にならない子どもの意思というものも書いてくださっているのだなど、表面的には、子どもが思っていることと内側に抱えているものは違うので、こういったものを書いていただけるのは子どもにとってはすごくいいのかなと。その上で、「大人がくみ取るための支援がある」なのか、「環境がある」なのか、「場がある」なのか、支援でいいのかみたいなものは、分かっているのですが、言葉からは少しそういったものを感じています。

もう一つは、④や②もそうなのですが、障害のある子どもにもインクルーシブな環境や、外国にルーツがある子どもというところはあるのですが、社会には、障害や外国籍や目に見えた課題を持っている方だけでなく、内側に課題を抱えている家庭や子どもたちもいて、例えば経済的なものでも、制度には入らないけれども困窮している家庭もあつたり、今は問題なくても何かのきっかけで難しい環境になっていってしまう方もいます。どんな状況の方々も地域の中でインクルーシブで、頼れる場所があるというのはすごく大事なのではないかなと思っています。

そこまでいってしまうとなかなか難しいのかもしれないですが、そういったものだけではなくて、課題を抱えている家庭もそこにたどり着けるといふか、そこを支える環境があるのだよということが表現されているとすごくいいなと思っています。

この1枚目だけでなく、現場実践をやっている者からすると、「都会で生まれても地方や過疎地で生まれても」というところなのですが、我々も制度を利用させてもらったり、また独自でやったりするので、この項目に該当する内容に届いたり、支

援できているのですが、多くのものが現行制度で対応可能にもかかわらず、それが地域によって、自治体によって使えなかったり、制度はあるのに使えないような状況もあるので、そういったものがこの指針で担保されて、どこにいても保障されていくようなものになってほしいなと思っています。

以上になります。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、明和委員、お願いいたします。

○明和委員 私からは、1枚目のイメージを踏まえて、2ページ目の「すべての人で共有したい考え方」について意見を述べさせていただきます。

先ほど坂崎委員がおっしゃったように、1ページ目の①～⑤の関係性が非常に重要だと思います。しかし、これらは二次元上の関係性ではなくて、時間軸という三次元空間でその関係性は変容していきます。この時系列変容のモデル化にあたっては、私のような科学者が貢献できるかな、と考えています。

例えば、④の多様性の認識で言いますと、ハーバード大学の研究を挙げることができます。肌の色の違いに対する嫌悪感というのは、実は乳児期からその原型が見られます。肌の色を区別して、自分と同じ肌の色をもつ人を好むのですが、そうした区別、嫌悪感がコミュニケーションという経験によって消えていくというか、それらを前頭前野で抑制していくことができるのが4～5歳くらいからであるといった研究も多くあるわけです。そういった科学的知見を積極的に活用していけば、どの時期に、どのような環境において子どもたちの発達は多様化していくのか、それをふまえて、どのような環境がとくにどの時期に必要なのかを示すことができます。それが、①～⑤の時系列的関係のマップづくりにかかわってくると思います。

もう一つ、③の教育・保育の質という点に関しましては、教育と申しますと、もちろんヒトは生まれる前から教育的営みを外的環境から受けるわけですが、とくに、幼児期の脳発達の節目は、前頭前野がとくに環境の影響を受けて急激に発達してくる4歳以降なのです。そのときに受ける教育という環境経験がすごく重要になってくる。

そうしたことを踏まえまして、2ページ目のところは、私どもからエビデンスを提供させていただくとマップが描けていくのではないかと私はイメージしております。1ページ目の①～⑤を中心とし、かつそこに時間軸を入れ、エビデンスにもとづいた6つの理念の関係性の変容そのものを構造化していく、これが2ページ目の内容となる、という方向で考えていくという提案をさせていただきます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

⑤のところですが、結婚前のところで言うと、中学生が本園でも実習するのですが、中学校のときは大人と子どもの真ん中ぐらいいいて、幼稚園に来るとどうやっ

て遊ぼうかと。でも、すごく手がかかる経験や一生懸命な経験を経て、その時に僕もこうだったのだ、こんなふうで育ててきてもらったのだということに気がつき、それからこどもの気持ちも分かるような、ちょうど真ん中ぐらいにいて、こどもと僕はつながっているのだというような原体験をすることが大切なんだと思います。今、年齢の縦のつながりが分断されてしまっていて、いっぱい兄弟がいる方が少ないので、幼児期は縦割りでの保育などをやりますけれども、もう少し長いスパンの中でつながりというものが感じられるようなことは大事かなと思いました。

もう一つは、質の保障の部分で、先ほど柿沼委員が施設の外の全体という話があった中では、施設の中の役割や責任というものもあって、そのことと切り分けるかどうかはまた皆さんと議論があると思いますけれども、施設におけるありようというのもあって、自分は幼稚園にいて、幼稚園のお部屋で0歳のこどもを育てられるかといったら、やはりその環境はふさわしくない。だけど、3歳以降は、あの大きさとか、こどもたちのスケール感とか、それにふさわしい環境のつくり方というのがあります。0、1、2の乳児期と言われる部分と、幼児期と言われる部分は、環境を変化させる必要があるのではないかと思います。これは②のほうでどう表現するかは何かあると思いますので、御提案申し上げます。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 前回9月20日の資料1-1の横図から、今回の2ページのところに図が変わって、昨日真夜中に見て、変わったなと思ったのが、「幼保小の架け橋プログラム」の枠がちょっと広がっているのですね。分かりますかね。前は、幼稚園教育要領から、保育所保育指針と認定こども園の要領にしかかかっているのが、児童発達支援ガイドラインと未就園のほうに少しかかっている、これは鍋島さん、何か意図があったのだな、もしくはまだ決まっていないからそこで終わったのだなと思っているのです。秋田先生、大豆生田先生にお願いなのですが、こういうところの関係性を、これ以降こういう話合いがあると思うので、うまくやってもらえないかな。

例えば、今私は認定こども園をやって、教育・保育要領を子育て支援に来ているお父さん、お母さん方に来るたびに渡すわけです。園でこういうことをやっているのだよと。逆に言うと、ここに書かれていることは家でも活用できるところがたくさんあると思うよと。

そうすると、未就園児と保育所保育指針や認定こども園の要領の関係もあるだろうし、一方、幼稚園も含めて児童発達支援ガイドラインとの関係は本当はどうなのだろうかとか、逆にもう一つ言うと、幼保小の架け橋プログラムは今こういうふう微妙なところに置かれているけれども、本当はきちんと未就園児のところまで全部行って、こっちも児童発達支援のところまで全部行くのが望ましいのか。こういうことの上にこども指針ができるのだと思うのだけれども、そういう仕立ての関係性が、今回のこれを見ていて、だからこそ

こども指針がある意味や重要性があるのだと思うのです。

とても当たり前のことを言うのですけれども、日本にとっては少子高齢化の中、こどもを健やかに育てることは第一義である。このことを知らずして日本のこどもが育てられるのかぐらいのことを言わないと駄目なところに日本があるのだということを、そのためにこども家庭庁ができるのだと思いますけれども、そういうところにこども基本法とこの指針があることが一番大きいのではないかなと思います。

今回、2ページ目を見て、少しずつ関わり方が変わってきているのだなという感想を持ちました。

○秋田座長 ありがとうございます。

本当に微妙なところを事務方の方や私どもが少しずつ手を加えながら進めさせてはいただいています、皆様の御意見の全てに目配りができているわけではありません。ですので、多様な御意見をいただきながら、しかし、キーメッセージがちゃんと全ての国民の方に届くような形にどのようにしていったらいいかということの議論が今求められているのかなと考えられているところであります。

それでは、再度、堀江委員のほうでお願いしていいでしょうか。

○堀江委員 皆さんの御意見を聞いていたらそうだったというところでお話をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

先ほど坂崎先生がおっしゃったところは本当に大共感させていただいていて、そのビジョンのところにも、本当に日本国民としてはここが一番のポイントなのだみたいなところは入れていただきたいと思いました。

大きく2つあるのですけれども、1つ目が、親になる前の育ちのところで、先ほど明和先生もどの段階でどういったことをするとよいのかというところが重要であるというお話をされていたと思うのですけれども、親になる前のところも私は段階が結構あるなと思っております。

先ほど加藤委員がおっしゃっていたように、中学時代はこどものかわいさとか命の大切さというところを感じる上ですごく重要な時期で、そこから大学生とか高校生というところでまた経験をしたり考えるということがあると、本当に親になることを考え始めるのですよね。働くとか、子育てとか、パートナーもいたりというところで、そこでようやく本気で親になると考えたときにどうなのかという支援が必要だったり、あと、妊娠期というところでいくと、やはり出産だけではない、その先のところでどういったサービスがあるのかとか、あととても重要なかなと思うのが、子育てのポジティブさもそうなのですが、こどもを誰かに預けるとか、こどもが多様な大人に見守られることがどれだけ大事なのかということ、ここで植えつけるではないのですけれども、すごく大事だと思っていて、親御さんと関わっていて、自分だけで育てなければという方が本当に多くて、保育園に預けるのはかわいそうというのが地方のほうだと本当にまだまだ多くて、どれだけ保育士の先生がすばらしいかというのは感じるのですけれども、そこを妊娠期までに見ていただいて、

そこから例えば産後ケアプランといった中で、いろいろな産後ケアで関わっていただいたり、未就園児でも保育園に少しずつ入られるようにしていったりという形で、子どもさんが多様な大人に見守られるという環境をつくっていく。こういったステップまで踏んでいくことによってその基礎ができるというか、子どもを見守る基礎と親御さんの心構えができるのかなと思うので、そういう親になる前のところのステップというか、一様に親になる前がこれでないというよりは、段階があるかなと思いました。

もう一つが医療ケア児のところ、親御さんが関わっていく中で、保育園ではすごくサポートにいろいろやっていただけたけれども、そこから小学校というところが、本当に連携というところでうまくいかないところがありましたので、そういった部分の架け橋というところで、特に多様性のお子さんのところの連携というところはすごく重要かなと感じました。

以上になります。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 先ほど言い忘れた点ですけれども、産前の部分ですけれども、1枚目のところであると、ここで言う「子ども」はおなかにいる子どもも指すのか、それとも生まれた子どもなのかみたいなのがあって、実は産前の施設をやっていて、そこから今、子育て支援だったり、保育所につなげていくということをやっているのですけれども、それをやっていると、おなかには子どもを持っているお母さんは、子育て支援のものを受けられないのではないかと考えていたり、その場に行ってはいけないのではないかと思うことも結構あるのです。それなので、この指針の中の子どもは、おなかにいる子どもからなのだよということを書いてあげるとすごくいいのかなと思っています。

前回もお話ししたと思うのですけれども、2ページ目の幼保小の架け橋のところですが、生まれる前のお母さんから子育て支援へ、実はそこにも階段があるので、ここにスムーズに行くようなものがあつたらいいという話をしたのですけれども、そういったものがこの辺にあると、緩やかな妊娠期からの子育て支援や保育への接続みたいなものが生まれてくると、そこが安定すると自然と児童期とか幼児期の生活も安定してくるのではないかというのが今の実践からも何となく見えてきているので、そういった意味で、おなかにいる子どももこの子どもであって、おなかにいる子どもの保護者や家庭が不安定になっていることは子どもの不利益につながるのだということがこの辺りで若干読み取れるような表現があると、すごく安心した社会になるのかなと思います。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

稲葉委員、お願いいたします。

○稲葉委員 ありがとうございます。

先ほど御指摘されていた2ページ目の幼保小の架け橋プログラム、点線が真ん中に来たなど私も気がついていて、前回の会議でリクエストさせていただいたのは丸々入りません

かというところだったのですが、これは行く行く入るのでしょうかという素朴な質問です。入る方向でにじり寄っているのでしょうか。

○秋田座長 事務方、いかがでしょうか。この図の調節が大変なのですよ。

○鍋島参事官 細かい説明を省いてしまったものですから、先生方に分かりにくくて申し訳ありません。幼保小の架け橋プログラムは、前回御意見もいただきましたこともあり、できるだけ幅を広げて、どこにもかかっているのだということでこういう表現を試みましたが、架け橋プログラムの具体的なモデル事業の実施等、今、文部科学省の方々を中心に関係省庁の方々に試行していったり、審議経過のまとめというところまで議論が進んでいます。今後さらに御議論もされるということで、より充実していくことも考えているかと思しますので、また御意見をいただきながら、そこは今後の展開があると思います。

○稲葉委員 誰にでもその権利があるよ、その架け橋を上れるのだよということを、もちろん障害を持っているお子さんの親御さんにも伝わる表現になるといいなと思いました。

それから、2ページ目、親が親になる前、そして、子どもが生まれる前、そのときも障害のある子がやってきたときに親が不安にならないというメッセージとか、先ほどの先生方がおっしゃっていた、信頼できる情報とか、障害のある子が生まれてきてももちろん人に頼っていいのだよという文言が明記されると、より親の不安が払拭され始めるのかな。そして、先ほども言いましたけれども、親の不安が消えていくからこそインクルーシブな世の中になっているのではないかと思ったので、子どもが生まれた瞬間から親が、大丈夫、うちの子も育てていけるという環境をつくっていったらいいのかなと思いました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

大豆生田委員、お願いいたします。

○大豆生田座長代理 少し2ページのところの話もさせていただきたいと思っています。

「どのような考え方で、どのような時期で考え方を整理するのが適当か？」ということは、簡単ではないなと思っています。発達というのはある種連続性があるけれども、もう一つ重要なのは多様性があるということですよね。寝返り一つとっても、一人一人寝返りのプロセスは全く違うという研究がありますけれども、個性とか、個別性とか、いろいろなたどり方をしていくところがすごくあると思います。そのことをきちんと踏まえた上でこれを書かれなければいけない。

例えば、保育所保育指針がかっておおむね何歳と書いていたものをすべてやめています。つまり、おおむね何歳と書かれたときに、この何歳にできるようにならなければいけないという発達のチェックや課題というふうにすり替わってしまうから。それはなくしても出てくる問題で、このことをどう記述するかということは、さっき明和先生がおっしゃったエビデンスを踏まえながらも、見せ方としてどう丁寧に書かれるか。だから、もしかすると発達の見方みたいなこと、多様性、いろいろなお子さんがいることがちゃんと包括されるような記述になる必要があるというのはとても重要なことと思っています。これは発達

のことだからプロセスなのかという辺りのところがとても重要になってくるかなと思います。そうすると、どう分けるかということもここでは簡単には言えないなど。この辺りはもう少し議論が必要だと思っているということが1点。

それから、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿も実は同様の落とし穴がある。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿はとても分かりやすいので、メディアも含めていろいろなところで評判が意外とよかったりするのだけれども、ともすると、これは現場でもそうだけれども、毎日のように、今日これができていてこれができていないという見方ではないですよというふうな、私たちは保育をしている人間が振り返ったり、それを説明していく言語としてはある種の有効性があるのだけれども、これが一般の方々に簡単に示されたときには誤解を及ぼす可能性があるということを見ると、この辺りが、今、指針や要領等々のことに、前回も柿沼委員もおっしゃっていたように、それがとてもよくできているものであると私は思います。なので、そのことと重ね合わせながら、でも、あれは保育の現場のものでもあるので、そことまた違うことも含めて検討が必要かなと今思っているということだけお話しさせていただきます。

○秋田座長 ありがとうございます。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 今、大豆生田委員のお話をお伺いして、本当にそのとおりで、書けば書くほど誤解は少なくなるけれども、書けば書くほど分かりにくくなる。しかし、そのバランスを指針としてどう示していくかということは、おっしゃるように全ての課題にもなってくるのかなと思うところです。

先ほど1ページ目を中心に御意見をさせていただいたのですが、2ページ目のところです。先ほどから坂崎委員をはじめ、幼保小の架け橋プログラムの立ち位置が2ミリずつぐらい広がったかなというところは、実は私もここを着目しておりました。これを見たときに、1ページ目の②「こどもの意思が聴かれ、主体性が大事にされる」、ここの柱の部分の説明がこの図によって私の中では一本筋が通ったものになりました。

例えば学習指導要領のところではいいますと、主体的・対話的で深い学びというところが大きな柱としてスタートして、小学校教育でも大切にされています。幼保小の架け橋プログラムにおいても、決してこのプログラムは小学校教育の前倒しではなくて、幼児教育のいわゆる非認知能力を高めていく、遊びから学んでいくという要素を学校教育に取り入れていこうよという趣旨の議論が多かったように記憶をしております。まさに、PBLのような課題発見をしながら対話をし、探求していく学びで、こどもを育てていくのだという一つの筋ですよ。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園の教育・保育要領というところももちろんそのような幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というものがある中で、先ほど申し上げた④、前回の豪田監督さんがおっしゃっていた、あのような対話のシーンというのが初めてこどもという全体像を捉えたときにいかに主体性を引き出す、そして、対話というものを中心としていくのが今後のこどもたちにおいてのポイントにな

るのだなというメッセージになるとお見受けできたかなと感じております。

続きまして、3ページ目、「こどもの育ちに関わるすべての人の指針として共有したい具体的事項（案）」の1番目の○、産前・産後からの子育て支援の充実（学齢期からの親になる準備プログラム）というところがございます。

ここは前回の会議で意見をさせていただいたのですが、「大学生に赤ちゃんを抱っこさせたとき」というエピソードをお話ししたのですが、あれをもう一つ言うと、今の大学生の多くはそこで赤ちゃん言葉をしゃべらないそうです。「おお、よしよし、おお」という赤ちゃんを高い声であやすことがなかなかできずに、「はいはい、よしよしよし」と普通の話のトーンでしてしまうことが多いそうです。これはなぜかと言えば、前回と同じ意見になるのですが、赤ちゃんを抱っこしたことがない。以前は地域や兄弟の赤ちゃんを抱っこしてきたからできていた。仮説ですけどもね。しかし、そのような大学生が次に親になったときに、初めて我が子を抱いたのが人生初の赤ちゃん抱っこになるという今の社会から逆算して、就学期の準備プログラムは考えないといけないですよという話をしたのです。

今回はそこをより具体的に申し上げますと、実は大学生よりも前のプログラムで、義務教育期でいいますと、例えば中学校の家庭科の授業において、地域のお母さんと赤ちゃんが母校に帰ってきて、そして中学生が家庭科の時間を使って子育てサロンを運営する。そのことで中学生たちも赤ちゃんに触れる。親もちょっとほっとできるのですね。母校に帰って、赤ちゃんを中学生に見てもらって、地域の親と中学生が対話を通じて、また親になる準備にもつながってくる。これは一つの手法の話です。

もう一つが、私自身も3年間企画の講師をさせてもらったのですが、中学1年生の子を相手に家庭教育の講演会をしてくださいという依頼でした。いつも水野さんが保護者に話している内容を中学生に話して下さい。これはすごく難しいです。なぜかという、多様な背景のある中学生がいますので、「お母さんは君たちが生まれたときに涙を流して喜んだんだよ」と言いがちですが、それを言って傷つく子もいると思います。ましてや、主語をお母さんと言うと、お父さんだけで育てている子にとってはう〜んとなってしまいます。なので、中学生に「親というのはね」という話をするのには、縛りがあります。

ただ、3年間実証実験をさせていただいて、感想もたくさん見せていただいて思うのが、思春期の子を主体に考えたときに、今この時期に家庭教育を学べて、今日、家に帰ったら親にいろいろ話してみようという感想があったり、時には、これは少しネガティブなのですが、今日、話を聞いて、「うちの親はちょっと違う、僕がこういうことをすると殴られる。」そういうのがあると、逆に情報収集として適切な機関につながられたということも実際にあります。

なので、ここの就学期の家庭教育のところは、先ほどから議論がありますが、多様な背景のある子どもたちに対して、「これが正しい親像なのだよ、正解の家庭教育なのだよ」とつついししがちですが、示しては難しいことがある。そこのはざまを縫ってでもやっ

ていく価値はあるのかなと思っています。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

奥山委員、お願いいたします。

○奥山委員 ありがとうございます。

2 ページの図のいろいろ工夫のお話がありましたが、確かにこれを見ると、地域子ども・子育て事業も、児童館も、実は学齢期まで使えるサービスが入っております。また、家庭での子育てや地域社会での子育て支援もかなり幅広くやっているということもありますので、本当にこれをつくるのは大変だなと思いながら見ておりました。

ただ、2 ページの全体像のところは、皆さんがおっしゃるとおり、何か線を入れてつくるというよりは、グラデーションのような形で全体を網羅的に示していくほうが良いなどというのは皆さんの話を聞きながら私自身も思った点です。

1 ページのところで2 つだけ言い残したことがありました。安達先生から「密室育児で苦しむ親がなくなるよう」は取ってもいいのではないという話がありました。私もそれに近いのです。密室育児というと、以前であれば専業主婦層に対して言っていたと思うのですが、今は家族の状況も含めて、孤立したというような、社会からの距離感とか、そういうことのほうがむしろ適切な形がしますので、入れないか、もしくは「孤立した」なら入れてもいいかなと思いつつながらここを見ておりました。

それと、今日皆さんの御意見にもありましたが、親の学びの機会が保障されてほしいということを改めて思いました。それは、妊娠期もそうですし、今、大学生のという話もありましたけれども、私自身もそういう機会がなくて親になったなという思いでしたので、そういった親が学ぶ機会の保障というのをもどこかに入れていただきたいと思いました。

最後に、水野委員の意見にもありましたが、中学生と赤ちゃんとの触れ合い体験、幼児との触れ合い体験を入れたほうが良いと思います。高校生からだ、家庭科の授業が極端に少なくなるのです。ですから、義務教育の中の家庭科の授業でやるべきだという話をし、学習指導要領に盛り込んでいただいた経緯があります。

私たちが長年にわたって中学生との赤ちゃんの触れ合い体験を区内の半分の中学校でやっているのですが、大変な中学校ほどそれをやって成果が出ていると現場の先生方もおっしゃっています。

私どもでは、コロナ前ですが、地域子育て支援拠点利用の親に協力をしてもらい、赤ちゃん連れで中学校に出向き、親が中学生にお話をします。出産のときの体験なども含めていろいろな思いを語ることが中学生には非常に響くと思いますし、中学生自身が赤ちゃんがかわいいと思うかどうかということが、アンケートを取っても、やる前とやった後では大きく変わるのですね。赤ちゃんを抱っこする体験や、僕のことを見て笑ってくれたとか、そういう経験がいかに重要なものかということを感じています。私たちは年に1度しかや

っていないのですが、年に2回やっている学校があるのです。例えば6月と2月。そうすると、赤ちゃんの成長も見られます。それを中学校3年生、卒業生に意図的にやっていますという学校がありましたけれども、この辺りのことは大事な点だなと改めて思いました。

以上です。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、高祖委員、お待たせしました。

○高祖委員 ありがとうございます。高祖です。

さっき大豆生田先生が言ってくださった、こどもの育ちというところが、小さく生まれた子、障害を持った子、そうではなくてもいろいろな個性の子たちがいますので、その目指すべきというところはありつつも、書き方はすごく丁寧にする必要があるかなと思いましたが1点です。

そして、資料1の表紙のところ、これからまた具体的になっていくのかなとも思いつつ、「教育・保育の質が保障されている」と書くということは、そもそも教育・保育の質というのはどのラインを指しているのかということも、現状だとふわっとしているかと思えますので、そこら辺もまた細かくなっていくところであるのかなと思えますけれども、みんなが同じ目標というか、ここは守られているよという安心感にもつながるかなと思えました。

そして、最後、先ほど柿沼委員から、こどもが何を指すのかと。おなかにいるこどもからということで、私も基本的にはおなかにいる子からということで異論はないのですが、今の時代の中で、性暴力だったり、いろいろな状況の中で中絶を選ばざるを得ない方とか、私も社会人向けの講座とかでお話をしたときに、こどもの権利が守られていないというのはどのような状況ですかという中で、「中絶をされたこども」という言葉が出てきたこともあるのですね。だから、こどもは権利の主体であって、権利が保障されるというような、その書きぶりというか、そこら辺、妊娠しておなかの中のこどもも親も守られて、匿名出産というのがありますけれども、どうしても中絶を選んだという方がこどもの尊厳を傷つけてしまったというような感じで追い詰められてしまうことにならないようにというか、そこら辺は本当に表現の方法なのかもしれませんが、少しだけそこが気になりましたので、念のためお伝えしておこうかなと思いました。

ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

発達障害のお子様の支援のところから見ると、支援を適切にかけていくことができれば、健やかにその子なりに伸びていくことができるのですけれども、今、保護者との同意形成がとても大事なので、こういう支援をこんなふうにしてこんなふうによくなりましたよみ

たいなことをお話しすると、保護者の方はものすごくプレッシャーがかかるわけです。うちの子はほかの子と違うのですかという大きな波が来ます。それは社会が、そういうこともになると違う世界で生きなければいけないのか、ルートに乗れなくなるのかみたいな、要するに、共生社会を私たちは目指さなければならないのに、それがまだ実現されていなくて、ものすごく負荷をかけてしまっている。

私たちはSociety5.0でも、令和の日本型学校教育でも、一人一人が輝ける、安心して力が発揮できる共生社会を目指しているのです、そのことを位置づけて、そのために乳幼児期はこんなことを大事にしていきましょうという目指すものも入れていただければありがたいなと思いました。

○秋田座長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきました。それらを生かしていきたいと思います。今、お話しくださった、全てのこどもの可能性を伸ばしていく、誰も傷つけることがなく、こどもの主体を認めて、いかにそれを指針に表していくのか、今日お話しいただいたようなそれぞれのところを、こどもというときにおなかの中から全て、そしてこどもが1人ではなく、こどもがまたこどもとともに育ち合ったり、異年齢のこどもも一緒に支え合ったりということ、どのように分かりやすく、かつ、全てを網羅しているように書いていくのか、それをこのポンチ絵にどう載せるのかが難しいところです。詳しくと概要をどうこれから折り合いをつけながら、しかも社会の皆様に広くアピールするような指針をつくるのかという点について知恵を絞って、また考えてまいりたいと思います。

そろそろ時間もまいっておりますので、ここで質疑応答、審議は終わらせていただきたいと思います。

最後に、自見政務官のほうから、一言でなくても二言、三言でも御意見をいただけたらと思います。終わりまで出ていただいてありがとうございます。よろしく申し上げます。

○自見政務官 2時間にわたりましてありがとうございます。

今日の様々な委員の先生方の御意見をしっかり拝聴させていただいて、それぞれの今までのお立場から来る御発言だということで、本当に勉強になりました。

その上で申し上げたいのですけれども、事務方は大変汗をかいてくれて、ポンチ絵に落とすのをどうするのだろう、難しいなみたいなお話もあったと思いますが、あくまで今回は素案のイメージだということで御理解いただければと思っております。これは決まったものではない。私もそのように理解をしています。

私も政務官になる前、こども基本法を議員立法として超党派で成立させた事務局をしておりましたので、こども基本法の目的をいま一度皆様に読ませていただきたいと思います。目的ですけれども、ぜひとも御理解いただきたいのですが、このように書かれています。

「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護

が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してこども政策を総合的に推進する」とあります。

目的は、こどもたちの心身の状況、置かれている環境にかかわらず全てのこどもが幸せな生活を送るのだよねという目的を打ち立てさせていただいた上での基本理念であります。

その基本理念の1の差別的扱いというのは、委員の先生から御意見が出ましたけれども、外国籍だからとか、障害があるからということではなくて、一個人として差別をされない、こどもだからという理由で差別をされないということでありますから、こどもの意見表明権も確保されているということでもありますので、こういう一つ一つの組立てが私は非常に重要だと思っています。

また、基本理念の6番目のところは、実は野党から反対されて、私の強い一存で残していただいたのですが、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」と書いています。こんなに子育てが大変で喜びを実感できない社会なのに、どうしてこれを書くのだという議論がありました。

私はそれを飛び越えての理念法であるから、これを実感する社会を構築するための基本法として、一議員のときでありますけれども、これを入れさせてほしいということで基本理念の6に入れているということでもあります。

その目的と基本理念の関係性に照らし合わせて申し上げますと、本日の議論の中の共有したい理念は、実は目的の部分がすこんと抜けております。事務局の皆様非常に申し訳ないのですが、こどもが幸せだと思ふことという非常に重要なことが書かれていないのです。その上での理念ということが書かれているのは、この基本理念のところを書いていたとは思いますが、では、こどもが幸せだというのは何かというと、それぞれの発達、発育に応じた状況だと思ふのです。そこで、恐らく明和先生なり、安達先生なり、秋山先生が、特に秋山先生、安達先生がおっしゃっていましたが、愛着形成がここに入るのですかという違和感はこのことから来るのだと思います。こどもが幸せだと思えることが何なのかという大前提が、正直なところ、今回の議論の理念のところに入っていないのです。ですから、こういうところを一つ一つ、いま一度、委員の先生にも事務局の皆様にも、こども基本法の目的をしっかりと読んでいただきたいと私は強く思います。

その上で、イメージがありますけれども、いろいろなところがちょこちょこ変わったというお話がありました。これも決まったものではない前提だということで申し上げますけれども、前回と今回と小さく変わったところの一つに「安心・安全」の順番が入れ替わったのに気づかれている人がいるかもしれません。

牧之原のバスの事故があったと思います。ですから、こどもの命が守られるということは絶対に大事です。ですが、こどもが幸せだということを私たちの大きな大きな目的、こどもが幸せだと感じられる、笑顔になる、笑える、遊べる、楽しい、ここのための土台づくりとなりますと、安全だけが仮に先に立つと、では、公園の遊具を撤廃しようということになりますから、育ちの指針の一丁目一番地に書くのは安全なのかという議論、それは

安心という心のプラットフォームをつくった上で議論がされるべきではないかと私は思っています。

また、こども基本法の中の基本理念のところにもいろいろ書かれております。その中の2番目も先生方に朗読させていただきます。

「全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の理念にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」です。この「、」の前はどこかという、児童福祉法の1条そのままです。「、」以降が教育基本法になっています。

ですから、こどもは妊娠期から日齢0に生まれて、0、1、2、3、4、5というふうに育っていきますけれども、時系列にのっとなって法律は書いていますので、明和先生がおっしゃった時系列にのっとなって物事を整理するといいいのではないかとというのは、私はそのとおりだと思っています。

そういう意味で申し上げると、「どこに居ても教育・保育の質が」とありますが、本来、時系列だけの議論で申し上げると、優劣ではなく、これは「保育・教育」が逆なのかもしれないとも思います。

いろいろなことがいま一歩、二歩、先生方にもこども基本法をしっかりと読んでいただいて、そして、バイオ・サイコ・ソーシャルという、こどもは0歳から1歳になるときに体が3倍大きくなりますから、3キロの子が9キロになるわけですから、私が来年皆さんに会って例えば150キロになっていたら皆さんびっくりされると思いますけれども、こどもはまずバイオ、体が育つということは非常に重要で、愛情遮断症候群のような、愛情を感じられないような状態ですと体も育たないです。成長曲線も伸びません。ですから、そういうバイオ・サイコ・ソーシャルな感覚、時系列の感覚、それからこども基本法が最も大事だよとしたのは、まさにこどもが幸せだ、ウェルビーイング、にこっと笑えるということです。それは障害があっても、なくてもです。ですから、ここが非常に重要だと思って聞いておりました。

2ページ目のところも、「親が親になる前から」とありましたが、最後に申し上げますが、もう一つのこども基本法の非常に重要なところは責務等のところであります。それは、国、地方公共団体の責務と同時に、事業主と国民の努力を述べています。すなわち、こどもがいても、いなくても、我が国の国民であれば努力してちょうだいね、こども政策に御協力くださいねということを国民皆々様に求めているすばらしい法律です。初めは入っていませんでした。事業主と国民の努力は後から追記されました。

そういう意味で申し上げますと、2ページのところは、「親が親になる前から」という表現は皆さんにとっては違和感がないかもしれませんが、こどもを持たない人に対してもこどもの育ち指針は関わるものになりますから、社会全体でどう議論を構築していくかというときに、対象者を我々から狭めることがあってはならないのだろうと私は思っています。

以上、長くなりましたが、多少申し上げにくいことも申し上げたと思いますが、こども

基本法を基につくっていただく指針でございますので、一番大事な、こどもがにこっと笑える、そのためには何が大切なのかということの議論をしなければ、幹がなく、枝葉の議論を育ちの指針にしてしまうと、これから100年のこどもたちの育ち全部に関わりますので、先生方におかれましては、これからも大所高所から、議論を収れんしていくのが最も難しいところで、秋田先生がこれから頭を悩ますところだと思いますが、秋田先生に不可能はないと私はよく存じておりますので、大変なお役目をお願いして恐縮ですが、各委員、ぜひとも御議論を深めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○秋田座長 貴重な御発言をどうもありがとうございます。

今後の取りまとめに向けては、また十分検討して次回に臨みたいと考えております。

最後に、事務局から何かありますか。

○鍋島参事官 先生方、本当にありがとうございました。

今日は十分な資料ではなかったと思いますが、今後さらに御検討いただく素案の構成のイメージということで、特に位置づけとか理念についても随分御意見をいただきました。

また、キーワードとして考えられること、2ページ目、3ページ目についても少し御意見をいただきましたので、そういったことを少しずつ整理をさせていただきまして、また先生方の様々な御意見や、自見政務官もお話しくくださったこども基本法の理念に立ち返ることも大事にして、少しずつ前に進められたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回、第4回になりますが、会議の頻度が多く申し訳ないのですが、11月15日火曜日の15時からで予定いただければと思います。その次の回も、その次の月になるかもしれませんが、頻繁にやらせていただくことを御容赦ください。先生方の御意見を何とかこの大綱に活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。場所等の詳細は、後日また御連絡します。

本日は本当にありがとうございました。

○秋田座長 ありがとうございます。

では、これで第3回の「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を終了いたします。皆様、ありがとうございました。